

学童保育と放課後子ども教室について、 「一体的」ではなくそれぞれの充実を求めます ～「放課後子どもプラン」についての見解～

埼玉県学童保育連絡協議会

〒 330-0854 さいたま市大宮区桜木町4 - 1005

048-644-1571 FAX 048-644-1572

http://www.geocities.jp/saitama_gakudou/ Eメール gakudoust@yahoo.co.jp

放課後子どもプランの策定

2007年度から、新しい総合的な放課後対策事業（放課後子どもプラン）が実施されることになりました。

この放課後子どもプランとは、「放課後に子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを推進するため……全小学校区において、文部科学省「放課後子ども教室推進事業」と厚生労働省「放課後児童健全育成事業」を、一体的あるいは連携して実施する」というものです。策定・実施主体は市町村で、教育委員会と福祉部局とが連携・協力していくものになります。

「放課後児童健全育成事業」とは、通常「学童保育事業」と呼ばれているものです。

総合的な放課後対策事業の必要性

今日、子どもたちをとりまく環境は、安全の問題を中心に大変厳しい状況にあります。私たちは、すべての子どもたちの、地域における安全・安心な放課後生活が保障されることは、極めて重要であると考えています。その意味で、文部科学省・教育委員会と、厚生労働省・福祉部局とが連携し、対応策を講じようとしていることを高く評価するものです。

また、市町村が放課後子どもプランを策定し、それを遂行するに際しては、留守家庭児童の健全育成活動＝学童保育事業にとりくんできた立場から、積極的に参画する意思も持っています。

異なる事業の「一体化的な実施」がもたらす事態への懸念

ところが、今回の「放課後子どもプラン」では、文部科学省の「放課後子ども教室推進事業」と厚生労働省の「放課後児童健全育成事業」との二つを、「一体的に実施する」ことが可能であるとされています。私たちは、目的・役割と対象が異なる二つの事業を「一体的に実施」しようという方向性にとまどいと懸念を感じています。

「放課後子ども教室推進事業」とは

そもそも「放課後子ども教室推進事業」とは、文部科学省が「希望する子どもたちに様々な体験活動や交流活動を提供する事業」として実施してきた「地域子ども教室事業」（2004～06年度）に、新たに「学びの場」などを加えてリニューアルしたものです。

既存の「地域子ども教室事業」は、財務省の調査によれば、2005年度においては約8,000箇所で開催されてきました（小学校数は、全国で約23,000箇所）。しかし、そのうちの8割程度は、「1回の事業に付き、2～3時間のプログラムが、週1回ないし週2回実施される」といった規模のものでした。内容も、指導者やリーダーの指導の下で、スポーツや遊びなどの特定のイベントや体験活動を行わせるというものが多数でした。

これを継承した「放課後子ども教室推進事業」も、全ての児童生徒を対象とし、希望するものに対し、放課後の遊びと学びの場を提供するというものになっています。

「放課後児童健全育成事業」とは

一方、「放課後児童健全育成事業」とは、厚生労働省が実施していた、児童福祉法に位置付く法定事業です。対象は、働く親を持つ留守家庭の児童が中心で、放課後や長期休業中の「生活の場」を保障するものであり、学齢前児童の「保育所」に相当する役割を持っているといえます。指導員は、いわば親代わりであり、遊びの指導もしますが、交友関係や自立的な活動といった、子どもの生活のケアが主たる役割となります。

この事業を実施しているクラブは、2006年度現在では、約16,000箇所には達しています。基本的には、学校のある日の放課後、夏休みなどの長期休業日に開設されており、一年で280日以上開設しているクラブがほとんどを占めます。平日は放課後が中心ですが、学校休業日には、朝から夕方まで丸一日、継続的に開設されています。

「一体的な実施」がもたらす事態への懸念

以上のように二つの事業は目的・役割と対象を異にした事業です。両事業が別々のものとして実施されつつ、有機的に「連携」していくことは重要だと考えます。しかし両事業を「一体的に実施」したり、「一体的に運営」する、ということになると、それぞれが持っていた基本的な性格が曖昧になったり、本来の役割が果たせなくなったりしないか、と懸念されるのです。

私たちが、両事業の「一体的な実施」に危惧を抱く最大の理由は、マスコミ等が「放課後子どもプラン」の先行事例として紹介している「全児童対策事業」の実施状況にあります。

全児童対策事業そのものは、全ての子どもの放課後生活のケアを目指すものであり、必要な事業です。しかし、その実施にあたって、子どもたちにとって必要であった学童保育事業を廃止してしまう例が見られるのです。

例えば、「毎日新聞」(2006年11月17日付け)でも報道された川崎市の場合は、2003年度から学童保育事業を廃止して、全児童対策事業を開始しました。当初、市は「留守家庭児事業(学童保育事業のこと)も内包する」と説明していました。しかしその利用者を見ると、学童保育事業の時代には、1カ所当たり平均40人が利用していたのが、全児童対策事業では「定期的利用児童」は1カ所当たり平均23.2人と、ほぼ半減しています。実に、半数近くの児童が、放課後対策の事業から、実質的に閉め出されたことになるのです。

私たちは、川崎市のような「全児童対策事業の実施」「学童保育事業の廃止」「子どもの放課後ケア体制の縮小・不備」といった、子どもにとっての不幸な状況が、放課後子どもプランにおける両事業の「一体的な実施」によって、再現してしまうのではないかと懸念しています。

「一体的」ではなく、それぞれの充実を

私たちは、放課後子どもプランの実施主体となる市町村に対して、「放課後子ども教室推進事業」と「放課後児童健全育成事業」という二つの事業の「一体的な実施」ではなく、それぞれの事業が、それぞれの目的・役割にそって拡充され、連携が図られることを要望します。

そうしてこそ、この度の「放課後子どもプラン」がうたう、「放課後に子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを推進する」という趣旨を実現することになると考えるからです。

(2007年1月14日)